

新規事業 安芸高田市民間提案制度
公共施設などの事業提案募集



! 安芸高田市民間提案制度
民間事業者の提案を受け付け、公共サービスや市民生活の向上を実現するための取り組み

- 《提案者》
- 企業、NPOなどの法人、個人事業主、各種団体、またはそのグループ(共同体)
- 《募集内容》
- 市が保有する公共施設、土地、建物に関する提案
- 《相談質問受付期限》
- 9月5日(月)
- 《提案受付期間》
- 8月29日(月)～9月9日(金)
- ※審査結果は12月上旬に公開予定です。

問財産管理課 管理・営繕係
☎お太助フォン 42-5613 ☎42-4376

重度障害者外出支援サービス
お太助タクシーチケット



障害がある方の外出を支援するため、市内の指定タクシー業者で利用できるタクシーチケットを交付しています。

- 《対象者》 ※下記のいずれかの手帳所持者
- 身体障害者手帳(視覚、下肢、体幹、移動機能障害いずれかの障害程度等級が1～3級)
 - 療育手帳(㊦・Aいずれか)
 - 精神障害者保健福祉手帳(1級)
- ※下記に該当する方は対象外です。
- 居住地特例で他市町の障害福祉サービスを利用している方
 - 障害者通院交通費補助を利用している方
 - 高齢者タクシー利用助成を利用している方
- 《チケット代金》
- 500円/1枚
- 《交付枚数》
- 8枚/1か月
- (自動車税の減免を受けている方の交付枚数は4枚)
- ※申請月からその年度の3月分までをまとめて交付します。

問社会福祉課 障害者福祉係
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

令和4年度
子育て世帯生活支援特別給付金



低所得の子育て世帯を支援するため、特別給付金を支給しています。

- ひとり親世帯
- 《対象者》 ※下記のいずれかに該当する方
- 令和4年4月分の児童扶養手当受給者
 - 公的年金などを受給しているため、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないが、令和2年中の収入額が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方
 - 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当支給制限限度額を下回った方
- ※①の方は申請不要です。
※「ひとり親以外の世帯分」を受給している場合は対象外です。

- ひとり親世帯以外
- 《対象者》 ※下記のいずれかに該当する方
- 児童手当または特別児童扶養手当の4月分を受給している方で、令和4年度の住民税(均等割)が非課税の方
 - 出生などにより養育を開始した児童について、令和4年5月分から令和5年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けることとなった方で、令和4年度の住民税(均等割)が非課税の方(令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児を含む)
 - 平成16年4月2日(特別児童扶養手当の対象児童は平成14年4月2日)から平成19年4月1日生まれの児童のみを養育する方で、令和4年度の住民税(均等割)が非課税の方
 - ①から③の条件には令和4年度の住民税(均等割)が課税のため該当しないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が非課税相当水準まで下がった方
- ※「ひとり親世帯分」を受給した方は②に該当する場合のみ対象です。

《給付額》 5万円/児童1人

《申請方法》

市ホームページを確認するか、子育て支援課児童福祉係へ問い合わせてください。

※申請が不要な方には事前に通知し、6月から順次支給しています。

《申請期限》

令和5年2月28日(火)

問子育て支援課 児童福祉係
☎お太助フォン 47-1283 ☎47-1282

児童扶養手当受給者の方へ
現況届を提出してください



! 児童扶養手当
18歳に到達後、最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親世帯(父または母・養育者)に支給される手当

11月分(令和5年1月11日支給)以降の支給額を決定するために現況届の手続きが必要です。書類を郵送しますので、受給者本人が8月31日(水)までに手続きをしてください。

問子育て支援課 児童福祉係
☎お太助フォン 47-1283 ☎47-1282

特別児童扶養手当受給者の方へ
所得状況届を提出してください



! 特別児童扶養手当
精神または身体に重度または中度の障害がある20歳未満の子どもを家庭で育てている父または母・養育者に支給される手当

特別児童扶養手当を受給している方は、毎年「所得状況届」の手続きが必要です。書類を郵送しますので、9月9日(金)までに提出してください。

問子育て支援課 児童福祉係
☎お太助フォン 47-1283 ☎47-1282

2023年2月末まで

マイナポイント 第2弾

最大2万円分のポイントがもらえる!

最大5,000円分*

マイナンバーカード新規取得

マイナポイント第1弾に申し込んでいない方ももらえます!

※キャッシュレス決済サービスへのチャージ、または買物金額の25%分のポイント(最大5,000円分)

7,500円分

健康保険証としての利用登録

利用登録済の方ももらえます!

7,500円分

公金受取口座の登録

口座登録済の方ももらえます!

マイナンバーカードの取得や各種利用登録で、最大2万円分のポイントがキャッシュレス決済サービスに付与されます(▲▲PAYなどのQRコード決済、交通系ICカードなどの電子マネー、クレジットカードなど)。

※9月末までにマイナンバーカードを申請した方が対象です

市役所本庁・各支所窓口係で /

マイナンバーカード・マイナポイント取得をサポートします!

問市役所本庁・各支所
問開庁日の8時30分～11時30分、13時～16時30分

- 写真撮影 ●マイナンバーカード交付・申請
- マイナポイント取得サポート

臨時窓口も開設します /

▶ 臨時サポート窓口 7月31日(日)・8月11日(木・祝)

問総合窓口課 窓口係 問9時～15時

- マイナンバーカード交付・申請 ●電子証明書発行・更新
- マイナポイント取得サポート

▶ 出張サポート窓口(ゆめタウン吉田) 8月28日(日)

問ゆめタウン吉田 1階サービスカウンター前 問10時～15時

- マイナンバーカード申請 ●マイナポイント取得サポート

〈マイナンバー制度、マイナポイントに関する問い合わせ〉

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

[平日] 9時30分～20時 [土日祝] 9時30分～17時30分

マイナポイント特設サイト

問総合窓口課 窓口係 ☎お太助フォン 42-5616